

# ご旅行条件書(国内・募集型企画旅行)

## ☆お申し込みいただく前に、この条件書を必ずお読み下さい☆

### 1. 本旅行条件書の意義

本旅行条件書は、旅行業法第12条の4に定める取引条件説明書面及び同法第12条の5に定める契約書面の一部となります。

### 2. 募集型企画旅行契約

- (1) この旅行は、当社が企画・実施する旅行であり、この旅行に参加されるお客様は当社と募集型企画旅行契約（以下「旅行契約」といいます）を締結することになります。
- (2) 旅行契約の内容・条件は、本旅行条件書による他、当社パンフレット、ウェブサイト、契約書面及び当社旅行業約款（募集型企画旅行契約の部）によります。なお、契約書面及び約款は、情報通信の技術を利用する方法で提供するそのファイルを含みます。
- (3) 当社は、お客様が当社の定める旅行日程に従って運送・宿泊機関等の提供する運送、宿泊その他のサービスに（以下「旅行サービス」といいます。）の提供を受けることができるよう手配し、旅程を管理することを引き受けます。

### 3. 旅行のお申込みと契約の成立時期

- (1) 当社又は当社の受託旅行業者（以下「当社ら」といいます。）はインターネットその他の通信手段による旅行契約の予約を受け付けます。
- (2) 旅行契約は、当社らが契約の締結を承諾し、旅行代金の一部あるいは全額を受理したときに成立します。

#### ①クレジットカード決済で旅行代金をお支払いいただく場合

当社らが提携するクレジットカード会社（以下「提携会社」といいます。）のカード会員（以下「会員」といいます。）より、カードにより所定の伝票への会員の署名なくして旅行代金の全額のお支払いを受けることを条件に旅行契約を締結します（以下「通信契約」といいます）。通信契約はEメール等の電子承諾通知の方法によって行われた場合は、その通知がお客様に到達したときに成立します。当社らが提携会社と無署名取扱特約を含む加盟契約がない等、または業務上の理由等でお受けできない場合があります。

- a、通信契約の申込みに際し、会員は申込みをしようとする「企画旅行の名称」、「出発日」等に加えて「カード名」、「会員番号」、「カード有効期限」等を当社らにお申し出いただきます。
- b、通信契約での「カード利用日」は、会員および当社らが旅行契約に基づく旅行代金の支払または払戻債務を履行すべき日とし、前者の場合は契約成立日、後者の場合は契約解除のお申し出があった日となります。
- c、与信などの理由により会員のお申し出のクレジットカードでお支払いできない場合、当社は通信契約を解除し、第12項（1）①の取消料と同額の違約料を申し受けます。ただし、当社らが別途指定する期日までに現金による旅行代金の支払いをいただいた場合はこの限りではありません。
- d、通信契約を締結しようとする場合であって、会員の有するクレジットカードが無効等により、旅行代金等が提携会社のカード会員規約に従って決済できないときは、旅行契約を拒否させていただく場合があります。

#### ②銀行振込で旅行代金をお支払いいただく場合

インターネットによる旅行契約の予約を受け付けますが、この予約の時点では旅行契約は成立しておりません。お客様は予約の翌日から起算して原則として10日以内の当社が定めた所定の期日（以下所定日といいます。）に旅行代金のお支払いが必要です。当社が別途定めた所定日までに旅行代金のお支払いがない場合は、当社は、当該予約がなかったものとして取り扱うことがあります。インターネットによる事前のお申込みまたは予約がされた場合は以下の時点で成立します。

- a、事前に旅行代金の支払いがあった場合は、当社が承知した旨の通知がお客様に到達したとき。
  - b、事前に旅行代金の支払いがない場合は、当社が旅行代金を受理した後に当社が承知したとき。
- (3) 当社らは、団体・グループを構成する旅行者の代表としての契約責任者から、旅行申込みがあった場合、契約の締結及び解除等に関する一切の代理権を有しているものとみなします。
  - (4) 当社らは、団体・グループを構成する旅行者の代表としての契約責任者から、旅行申込みがあった場合、契約の締結及び解除等に関する一切の代理権を有しているものとみなします。
  - (5) 契約責任者は、当社らが定める日までに、構成者の名簿を当社らに提出しなければなりません。
  - (6) 当社らは、契約責任者が構成者に対して現に負い、又は将来負うことが予測される債務又は義務については、何らの責任を負うものであります。

せん。

- (7) 当社らは、契約責任者が団体・グループに同行しない場合、旅行開始後においては、あらかじめ契約責任者が選任した構成者を契約責任者とみなします。

#### 4. お申込条件

- (1) 18才未満の方が単独で参加の場合は、親権者の同意が必要です。15歳未満の方は保護者の同行を条件とさせていただきます。ご参加にあたって特別の条件を定めた旅行について、参加者の性別、年齢、資格、技能その他の条件が当社の指定する条件に合致しない場合は、お申し込みをお断りすることがあります。またお客様が暴力団員、暴力団関係者、その他反社会的勢力であると判断する場合は、ご参加をお断りする場合があります。
- (2) 健康を害している方、車椅子等の器具をご利用になっている方や心身に障がいのある方、食物アレルギー・動物アレルギーのある方、妊娠中の方、妊娠の可能性のある方、身体障害者補助犬（盲導犬、聴導犬、介助犬）をお連れの方その他特別の配慮を必要とする方は、お申込みの際に、参加にあたり特別な配慮が必要となる旨をお申し出ください（旅行契約成立後にこれらの状態になった場合も直ちにお申し出ください。）。あらためて当社からご案内申し上げますので旅行中に必要となる措置の内容を具体的にお申し出ください。お申し出を受けた場合、当社は、可能かつ合理的な範囲内でこれに応じます。これに際して、お客様の状況及び必要とされる措置についてお伺いし、又は書面でそれらを申し出させていただくことがあります。当社は、旅行の安全かつ円滑な実施のために介助者又は同伴者の同行、医師の診断書の提出、コースの一部について内容を変更すること等を条件とすることがあります。また、お客様からお申し出いただいた措置を手配することができない場合は旅行契約のお申込をお断りし、又は旅行契約を解除させていただくことがあります。尚、お客様からのお申し出に基づき、当社がお客様のために講じた特別な措置に要する費用は原則としてお客様負担とさせていただきます。
- (3) お客様がご旅行中に疾病、傷害その他の事由により、医師の診断又は加療を必要とする状態になったと当社が判断する場合は、旅行の円滑な実施をはかるため必要な措置をとらせていただきます。これにかかる一切の費用はお客様のご負担になります。
- (4) お客様のご都合による別行動は原則としてできません。ただし、コースにより別途条件でお受けする場合があります。
- (5) お客様が他のお客様に迷惑を及ぼし、又は団体行動の円滑な実施を妨げるおそれがあると当社が判断する場合は、ご参加をお断りする場合があります。
- (6) その他当社の業務上の都合があるときには、お申し込みをお断りする場合があります。

#### 5. 契約書面と最終旅行日程表のお渡し

当社らは、旅行契約成立後速やかにお客様に、旅行日程、旅行サービスの内容その他の旅行条件及び当社の責任に関する事項を記載した契約書面をお渡しします。契約書面はパンフレット、本旅行条件書等により構成されます。また、最終旅行日程表をお渡しするコースについては遅くとも旅行開始日の前日までにお渡しします。ただし、お申込みが旅行開始日の前日から起算してさかのぼって7日前以降の場合、旅行開始日当日にお渡しすることができます。なお、郵送、電子メール等でのお渡しの他、インターネットを利用したアプリ等でご案内することができます。

#### 6. 旅行代金に含まれるもの

旅行日程に明示した運送機関の運賃、入場にかかる費用等、及び消費税等諸税。

※上記費用はお客様のご都合により、一部利用されなくても原則として払い戻しはいたしません。

#### 7. 旅行代金に含まれないもの

前項のほかは旅行代金に含まれません。その一部を以下に例示いたします。

- (1) 自宅から出発地・解散地の間の交通費や宿泊費  
(2) 傷害、疾病に関する医療費等  
(3) 運送機関が課す付加運賃・料金(原価の水準の異常な変動に対応するため、一定の期間及び一定の条件下に限りあらゆるお客様に一律に課されるものに限る)、但し旅行代金に含めた場合を除く

#### 8. 旅行契約内容の変更

当社は旅行契約締結後であっても、天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、官公署の命令、当初の運行計画によらない運送サービスの提供その他当社の関与し得ない事由が生じた場合において、旅行の安全かつ円滑な実施をはかるためやむを得ないときは、お客様にあらかじめ速やかに当該事由が当社の関与し得ないものである理由及び当該事由との因果関係を説明して、旅行日程、旅行サ

サービスの内容を変更することがあります。ただし、緊急の場合において、やむを得ないときは変更後にご説明いたします。

## 9. 旅行代金の額の変更

当社は旅行契約締結後には、次の場合を除き旅行代金及び追加代金、割引代金の額の変更は一切いたしません。

- (1) 利用する運送機関の運賃・料金が著しい経済情勢の変化等により通常想定される程度を大幅に超えて改訂されたときは、その改定差額だけ旅行代金を変更いたします。ただし、旅行代金の増額変更するときは、旅行開始日の前日から起算してさかのぼって 15 日目にあたる日より前にお客様に通知いたします。
- (2) 当社は本項(1)の定める適用運賃・料金の大幅な減額がなされるときは、本項(1)の定めるところにより、その減少額だけ旅行代金を減額します。
- (3) 第 8 項により旅行内容が変更され、旅行実施に要する費用(当該契約内容の変更のためにその提供を受けなかった旅行サービスに対して取消料、違約料その他既に支払い、又はこれから支払わなければならない費用を含みます。)が増加したときは、サービスの提供が行われているにもかかわらず運送・宿泊機関等の座席・部屋その他の諸設備の不足が発生したことによる変更の場合を除き、当社はその差額だけ旅行代金を変更します。
- (4) 当社は、運送・宿泊機関等の利用人員により旅行代金が異なる旨をウェブサイト、パンフレット等に記載した場合、旅行契約の成立後に当社の責に帰すべき事由によらず当該利用人員が変更になったときは、契約書面に記載した範囲内で旅行代金を変更します。

## 10. お客様の交替

この旅行では、旅行者の交代はお受けいたしません。

## 11. 取消料

- (1) 旅行契約の成立後、お客様のご都合で旅行をお取消しになる場合には取消料をいただきます。
- (2) 旅行代金が期日までに支払われないときは、当社は当該期日の翌日においてお客様が旅行契約を解除したものとし、取消料と同額の違約料をいただきます。
- (3) お客様のご都合による出発日の変更、運送・宿泊機関等行程中の一部の変更については、ご旅行全体のお取消しとみなし、所定の取消料を受取します。
- (4) 当社の責任とならないローンの取扱上の事由に基づき、お取り消しになる場合も所定の取消料をお支払いただきます。

| 旅行契約解除の時期             | 取消料        |
|-----------------------|------------|
| 旅行出発日の前日から起算して 7 日前まで | 無料         |
| 旅行開始日の前日から起算して 6~3 日前 | 旅行代金の 20%  |
| 旅行開始日の前日から起算して 2 日~前日 | 旅行代金の 30%  |
| 旅行開始当日                | 旅行代金の 50%  |
| 旅行開始後の解除又は無連絡不参加      | 旅行代金の 100% |

## 12. 旅行開始前の解除

### (1) お客様の解除権

①お客様は前項に定める取消料をお支払いいただくことにより、いつでも旅行契約を解除することができます。また、取消料のカード利用日は契約解除のお申し出があった日とします。ただし、契約の解除の申し出日が既に旅行代金のお支払い後であった場合は、当社は旅行代金から取消料を差し引いた額を、解除の申し出があった日の翌日から起算して 7 日以内をカード利用日として扱ういたします。

解除の申し出は当社の営業時間内またはウェブサイト等の解除可能時間内を基準とします。

旅行契約成立後にコース及び出発日を変更される場合も上記の取消料の対象となります。

通信契約を解除する場合にあっては、当社は、提携会社のカードにより所定の伝票へお客様の署名なくして取消料の支払いを受けます。

②お客様は次の項目に該当する場合は、取消料なしで旅行契約を解除することができます。

a、旅行契約内容が変更されたとき。ただし、その変更が第 19 項(1)に掲げるものその他の重要なものである場合に限ります。

b、第 9 項(1)に基づき、旅行代金が増額改訂されたとき。

c、天災地変、戦乱、暴動、運送、宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、官公署の命令その他の事由が生じた場合において、旅行の安全かつ円滑な実施が不可能となり、又は不可能となるおそれがあるとき。

- d、当社がお客様に対し、第5項に記載の最終旅行日程表を同項に規定する日までにお渡ししなかったとき。
- e、当社の責に帰すべき事由により、ウェブサイト、パンフレットに記載した旅行日程に従った旅行実施が不可能となったとき。

## (2) 当社の解除権

- 次の項目に該当する場合は、当社は旅行契約を解除することができます。
- a、お客様が当社のあらかじめ明示した性別、年齢、資格、技能その他旅行参加条件を満たしていないことが明らかになったとき。
  - b、お客様が病気、必要な介助者の不在その他の事由により、当該旅行に耐えられないと認められたとき。
  - c、お客様が他のお客様に迷惑を及ぼし、又は団体行動の円滑な実施を妨げるおそれがあると認められるとき。
  - d、お客様が契約内容に関し合理的な範囲を超える負担を求めたとき。
  - e、お客様の人数がウェブサイト、パンフレットに記載した最少催行人員に満たないとき、この場合は 旅行開始日の前日から起算してさかのぼって、13日目に当たる日より前（日帰り旅行は3日目にあたる日より前）に旅行中止のご通知をいたします。
  - f、スキーツー目的とする旅行における降雪量の不足のように、当社があらかじめ明示した旅行実施条件が成就しないとき、あるいはそれが極めて大きいとき。
  - g、天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、官公署の命令その他の当社の関与し得ない事由が生じた場合において、パンフレットに記載した 旅行日程に従った旅行の安全かつ円滑な実施が不可能となり、又は不可能となるおそれが極めて大きいとき。

## 13、旅行開始後の解除

### (1) お客様の解除権

- ①お客様のご都合により途中で離団された場合は、お客様の権利放棄とみなし、一切の払い戻しをいたしません。
- ②お客様の責に帰さない事由によりウェブサイト、パンフレットに記載した旅行サービスの提供を受けられない場合には、お客様は、取消料を支払うことなく当該不可能になった旅行サービス提供に係る部分の契約を解除することができます。
- ③本項①の②の場合において、当社は、旅行代金のうち旅行サービスの当該受領することができなくなった部分に係る金額を旅行者に払い戻します。ただし、当該事由が当社の責に帰すべき事由によらない場合においては、当該金額から、当該旅行サービスに対して取消料、違約料その他の既に支払い、又はこれから支払わなければならない費用に係る金額を差し引いたものをお客様に払い戻します。

### (2) 当社の解除権

- ①当社は次に掲げる場合においては、お客様にあらかじめ理由を説明して旅行契約の一部を解除することができます。
  - a、お客様が病気、必要な介助者の不在その他の事由により、旅行の継続に耐えられないと認められるとき。
  - b、お客様が旅行を安全かつ円滑に実施するための添乗員等その他の者による当社の指示への違背、これらの者又は同行する他の旅行者に対する暴行又は脅迫等により団体行動の規律を乱し、当該旅行の安全かつ円滑な実施を妨げるとき。
  - c、天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、官公署の命令その他の当社の関与し得ない事由が生じた場合において、旅行の継続が不可能となったとき。

#### ②解除の効果及び払い戻し

本項②の①に記載した事由で当社が旅行契約を解除したときは、契約を解除したためにその提供を受けられなかった旅行サービスの提供者に対して、取消料・違約料その他の名目で既に支払い、又は支払わなければならない費用があるときは、これをお客様の負担とします。この場合当社は旅行代金のうち、お客様がいまだその提供を受けていない旅行サービスに係る部分の費用から当社が当該旅行サービス提供者に支払い又はこれから支払うべき取消料・違約料その他の名目による費用を差し引いて払い戻しいたします。

- ③本項②の①のa、cにより当社が旅行契約を解除したときは、お客様の求めに応じてお客様のご負担で出発地に戻るための必要な手配をいたします。

- ④当社が本項②の①の規定に基づいて旅行契約を解除したときは、当社とお客様との間の契約関係は、将来に向かってのみ消滅します。すなわちお客様が既に提供を受けた旅行サービスに関する当社の債務については、有効な弁済がなされたものとします。

## 14、旅行代金の払い戻し

- (1) 当社は、「第9項の(2)(3)の規定により旅行代金を減額した場合」又は「第11項から第13項までの規定によりお客様もしくは当社が旅行契約を解除した場合」で、お客様に対し払い戻すべき金額が生じたときは、旅行開始前の解除による払い戻しにあっては解除の翌日から起算して

7日以内に、旅行代金の減額又は旅行開始後の解除による払い戻しにあってはウェブサイト、パンフレットに記載した旅行終了日の翌日から起算して30日以内に、お客様に対し当該金額を払い戻しいたします。

- (2) 本項(1)の規定は、第16項(当社の責任)又は第18項(お客様の責任)で規定するところにより、お客様又は当社が損害賠償請求権行使することを妨げるものではありません。

## 15. 添乗員・旅程管理等

- (1) 添乗員は同行しません。
- (2) お客様自身で旅程管理を行って頂きます。お客様が旅行サービスの提供を受けるために必要なクーポン券類等を発行いたしますので、旅行サービスの提供を受けるための手続きはお客様ご自身で行って頂きます。また、悪天候等によってサービス内容の変更を必要とする事由が生じた場合における代替サービスの手配及び必要な手続きは、原則としてお客様ご自身で行って頂きます。
- (3) 交通機関等のサービス提供の中止やお客様のご都合で旅行開始前に急遽ご旅行を取り止めにする場合、取扱販売店に連絡をお願いいたします。なお、取扱販売店が休業日、又は営業時間外で連絡が不可能な場合は、ご自身で、ご利用予定のサービス提供機関(ホテル、交通機関等)への取消連絡や取消処理をお願いいたします。旅行開始までに手続きを終えられなかった場合は旅行開始後の解除としての取り扱いとなり、旅行代金の払い戻しはありません。

## 16. 当社の責任

- (1) 当社は募集型企画旅行契約の履行にあたって、当社又は当社が手配を代行させた者の故意又は過失により、お客様に損害を与えたときは、お客様が被られた損害を賠償いたします。ただし損害発生の翌日から起算して2年以内に当社に対して通知があった場合に限ります。
- (2) お客様が次に例示するような事由により、損害を被られた場合におきましては当社は原則として本項(1)の責任を負いません。
- ①天災地変、戦乱、暴動、運送、宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、官公署の命令、その他当社の関与し得ない事由、又はこれらによつて生ずる旅行日程の変更又は旅行中止。
- ②伝染病による隔離、自由行動中の事故、食中毒、盗難、詐欺等の犯罪行為、その他当社または当社の手配代行者の関与し得ない事由により損害を被られたとき。
- ③運送機関の遅延・不通・スケジュール変更・経路変更など、又はこれらによつて生じる旅行日程の変更・目的地滞在期間の短縮又は旅行の中止。
- (3) 手荷物について生じた本項(1)の損害につきましては、本項(1)のお客様からの損害通知期間規定にかかわらず損害発生の翌日から起算して14日以内に当社に対して申し出があった場合に限り、賠償いたします。ただし、損害額の如何にかかわらず当社が行う賠償額はお1人あたり最高15万円まで(当社に故意又は重大な過失がある場合を除きます。)といたします。

## 17. 特別補償

- (1) 当社は前項(1)の当社の責任が生じるか否かを問わず、当社約款特別補償規程により、お客様が募集型企画旅行参加中に偶然かつ急激な外来的事故により、その生命、身体に被られた一定の損害につきましては死亡補償金(1500万円)・後遺障害補償金(1500万円を上限)・入院見舞金(2万円~20万円)及び通院見舞金(1万円~5万円)を、また手荷物に対する損害につきましては損害補償金(手荷物1個又は1対あたり10万円を上限、1募集型企画旅行お客様1名あたり15万円を上限とします。)を支払います。なお、手荷物の損害に対して保険金を支払うべき保険契約がある場合は、当社は、当社が支払うべき損害補償金の額を減額することがあります。
- (2) 本項(1)にかかわらず、当社の手配による募集型企画旅行に含まれる旅行サービスの提供が一切行われない日については、その旨ウェブサイト、パンフレット等に明示した場合に限り当該募集型企画旅行参加中とはいたしません。
- (3) お客様が募集型企画旅行参加中に被られた損害が、お客様の故意、酒酔い運転、疾病等のほか募集型企画旅行に含まれない場合で、自由行動中のスカイダイビング、ハングライダー搭乗、超軽量動力機(モーターハングライダー、マイクロライト機、ウルトラライト機等)搭乗、ジヤイロプレーン搭乗その他これらに類する危険な運動中の事故によるものであるときは、当社は本項(1)の補償金及び見舞金を支払いません。ただし、当該運動が募集型企画旅行日程に含まれているときは、この限りではありません。
- (4) 当社は、現金、有価証券、クレジットカード、クーポン券、航空券、パスポート、免許証、査証、預金証書、貯金証書(通帳及び現金支払機用カードを含みます。)、各種データその他これらに準ずるもの、コンタクトレンズ等の当社約款に定められている補償対象除外品については、損害補償金を支払いません。
- (5) 当社が本項(1)に基づく補償金支払い義務と前項により損害賠償義務を重ねて負う場合であっても、一方の義務が履行されたときはその金額

の限度において補償金支払義務・損害賠償義務とも履行されたものといたします。なお傷害の程度、その原因となった事故の概要等については、当社に対し、事故の日から 30 日以内に報告しなければなりません。

## 18. お客様の責任

- (1) お客様の故意、過失、法令、公序良俗に反する行為、もしくはお客様が当社約款の規定を守らないことにより当社が損害を受けた場合は、当社はお客様から損害の賠償を申し受けます。
- (2) お客様は、募集型企画旅行契約を締結するに際しては、当社から提供された情報を活用し、お客様の権利義務その他の募集型企画旅行契約の内容について理解するよう努めなければなりません。
- (3) お客様は、旅行開始後において、契約書面に記載された旅行サービスを円滑に受領するため、万が一契約書面と異なる旅行サービスが提供されたと認識したときは、旅行地において速やかにその旨を添乗員、斡旋員、現地ガイド、当該旅行サービス提供機関又はお申込店に申し出なければなりません。
- (4) 当社は、旅行中のお客様が、疾病、傷害等により保護を要する状態にあると認めたときは、必要な措置を講ずことがあります。この場合において、これが当社の責に帰すべき事由によるものでないときは、当該措置に要した費用はお客様の負担とし、お客様は当該費用を当社が指定する期日までに当社の指定する方法で支払わなければなりません。
- (5) クーポン券類紛失の場合、当該クーポン券類の再発行に伴う運送機関の運賃・料金はお客様のご負担となります。この場合の運賃・料金は運送機関が定める金額とします。

## 19. 旅程保証

- (1) 当社は下表の「変更補償金の支払いが必要となる変更」に掲げる契約内容の重要な変更が生じた場合は、旅行代金に下表の右欄に記載する率を乗じた額の変更補償金を、旅行終了日の翌日から起算して 30 日以内に支払います。ただし、次の変更を除きます。  
①悪天候を含む天災地変 ②戦乱 ③暴動 ④欠航・不通・休業等の運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止 ⑤官公署の命令 ⑥遅延・運送スケジュールの変更等の当初の運行計画によらない運送サービスの提供 ⑦お客様の生命又は身体の安全確保のため必要な措置による変更。
- (2) 第 12 項および第 13 項の規定に基づき旅行契約が解除されたときの当該解除された部分に係る変更の場合、当社は変更補償金を支払いません。
- (3) 募集広告、パンフレット又はホームページ等に記載した旅行サービスの提供を受ける順序が変更になった場合でも、旅行中に当該旅行サービスの提供を受けることができた場合においては、当社は変更補償金を支払いません。
- (4) 本項(1)の規定にかかわらず、当社がひとつの旅行契約に基づき支払う変更補償金の額は、お一人に対して 1 旅行につき旅行代金の 15% を限度とします。ただし、お一人に対してその総額が 1,000 円未満のときは、当社は、変更補償金は支払いません。
- (5) 当社はお客様の同意を得て、変更補償金の金銭による支払いを、これと同等価値以上の物品または旅行サービスの提供に代えて行なうことがあります。
- (6) 当社が本項の規定により変更補償金を支払った後に、当該変更について第 16 項の規定に基く責任が明らかになった場合には、当社が支払うべき損害賠償金と既に支払った変更補償金との差額を支払います。

| 変更補償金の支払いが必要となる変更  | 一件あたりの率 (%) |       |
|--|-------------|-------|
|  | 旅行開始前       | 旅行開始後 |
| ①契約書面に記載した旅行開始日又は旅行終了日の変更  | 1.5         | 3.0   |
| ②契約書面に記載した入場する観光地又は観光施設（レストランを含みます。）その他の旅行の目的地の変更  | 1.0         | 2.0   |
| ③契約書面に記載した運送機関の等級又は設備のより低い料金ものへの変更（変更後の等級及び設備のより低い料金の合計額が契約書面に記載した等級及び設備のそれを下回った場合に限ります） | 1.0         | 2.0   |
| ④契約書面に記載した運送機関の種類又は会社名の変更  | 1.0         | 2.0   |
| ⑤契約書面に記載した本邦内の旅行開始地たる空港又は旅行終了地たる空港の異なる便へ変更   | 1.0         | 2.0   |
| ⑥契約書面に記載した本邦内と本邦外との間における直行便の乗継便又は経由便への変更   | 1.0         | 2.0   |

|  |     |     |
|--|-----|-----|
| ⑦契約書面に記載した宿泊機関の種類又は名称の変更                 | 1.0 | 2.0 |
| ⑧契約書面に記載した宿泊機関の客室の種類、設備、景観その他の客室の条件の変更   | 1.0 | 2.0 |
| ⑨前各号に掲げる変更のうち契約書面のツアー・ タイトル中に記載があった事項の変更 | 2.5 | 5.0 |

## 20、国内旅行保険への加入について

ご旅行中、病気、怪我をした場合、多額の治療費、移送費等がかかることがあります。また、事故の場合、加害者への損害賠償請求や賠償金の回収が大変困難である場合があります。これらを担保するため、お客様ご自身で充分な額の国内旅行保険に加入されることをお勧めします。

## 21、個人情報の取扱い

- (1) 当社らは、旅行申込みの際に提出された申込書に記載された個人情報について、お客様との連絡のために利用させていただくほか、お客様がお申込みいただいた旅行において旅行サービスの手配及びそれらのサービスの受領のための手続に必要な範囲内で利用させていただきます。その他、当社らは①当社らの提携する企業の商品やサービス、キャンペーンのご案内②旅行参加後のご意見やご感想の提供のお願い③アンケートのお願い④特典サービスの提供⑤統計資料の作成にお客様の個人情報を利用させていただくことがあります。
- (2) 当社らは、当社らが保有するお客様個人データのうち、氏名、住所、電話番号又はメールアドレス等のお客様への連絡にあたり必要となる最小限の範囲のものについて、当社らは利用させていただきます。尚、当社における個人情報取扱管理者の氏名については当社へお問合せ下さい。

## 22、旅行条件・旅行代金の基準

本旅行条件の基準日と旅行代金の基準日は 2025 年 2 月 1 日となります。

## 23、その他

- (1) お客様が個人的な案内・買物等を添乗員等に依頼された場合のそれに伴う諸費用、お客様の怪我、疾病等の発生に伴う諸費用、お客様の不注意による荷物紛失・忘れ物回収に伴う諸費用、別行動手配に要した諸費用が生じたときには、それらの費用はお客様にご負担いただきます。
- (2) パンフレット、ホームページ等に使用した風景写真はイメージとして使用したものもありますので、お客様が旅行される時季に必ずしもご覧になられる風景とは限りません。また料理写真、客室写真等は一例であり、実際と異なる場合があります。
- (3) 当社は、いかなる場合も旅行の再実施はいたしません。

☆このご旅行に関し担当者からの説明にご不明な点がございましたら下記の旅行業務取扱管理者へご質問下さい。 (2025/02)

### 旅行企画実施

名 称：リンクティビティ株式会社

営業所名：本社営業所

所 在 地：東京都千代田区内幸町 2-1-6

電話番号：050-1790-1580 ファクシミリ：

電子メール：cs@linktivity.co.jp

総合旅行業務取扱管理者：内川 美恵子

東京都知事登録旅行業 旅行業 第 2-8013 号

※旅行業務取扱管理者は、お客様の旅行を取り扱う営業所での取引に関する責任者です。この旅行契約に関しにご不明な点があれば、ご遠慮なく上記の取扱管理者におたずねください。